

● 1 フォームヘッド

泡消火設備のフォームヘッドは、規則第 18 条の規定によるほか次によること。

- (1) フォームヘッドは、認定品とし、認定時に組み合わせを指定された泡消火薬剤を使用すること。
★
(2) フォームヘッドの警戒半径は、2.1mとし、その配置は、◇スプリンクラー設備●2 (5) 及び(6) (そのうちのh2 に係るものは除く。) によること。

● 2 起動装置等

泡消火設備の起動装置等は、規則第 18 条の規定によるほか次によること。

- (1) フォームヘッドによる固定式泡消火設備のうち駐車用の供する部分に設けるものは、自動起動及び手動起動とすること。★
(2) 閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッド（以下「自動起動用ヘッド」という。）を用いる場合は、次によること。
ア 自動起動用ヘッドは、放射区域ごとに次により設けること。
イ 閉鎖型とすること。★
(3) 標示温度は、75℃以下とすること。ただし、周囲の温度環境によっては、この限りではない。★
(4) 1 個あたりの警戒面積は次表によること。
★

感度種別	取り付け高さ	警戒面積
1 種	7m 以下	20 m ² 以下
	10m 以下	13 m ² 以下
2 種	5m 以下	20 m ² 以下
	10m 以下	11 m ² 以下

- (5) 自動起動用ヘッドの取付面の位置が前号の高さを超える場合は、次の(3)の感知器によること。◇ア平成 24 年 1 月 1 日改訂
イ 起動用水圧閉鎖装置の作動と連動して起動するものは、◇スプリンクラー設備●4 によること。
(3) 感知器によるものは、規則第 23 条第 4 項の規定によることとするが、感知器の種別は、努めて熱式の特殊（定温式に限る。）、1 種又は 2 種とすること。
(4) 手動式起動装置は、次によること。
ア 放射区域外の容易に操作でき、当該放射区域を見渡せる避難等に支障のない場所に設けること。
イ 放射区域が複数ある場合は、放射区域別（隣接する放射区域がなく、容易に放射区域が判別できる場合は、この限りでない。）に配管の一部の色を塗り分けるとともに、手動起動装置（配管又は操作弁等の部分）も当該放射区域の色にすること。

● 3 制御弁等

泡消火設備の自動警報装置、制御弁等は、スプリンクラー設備の例によること。なお、制御弁等を設ける区画の扉の標識は、「泡消火設備制御弁室」又は「泡消火設備（アラーム弁）」と読み替えること。

● 4 移動式

- (1) ポンプ吐出量は、次によること。
ア 駐車場等に設けるもの
ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が 2 個を超えるときは、2 とする。）に 130L/min を乗じて得た量以上
イ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの
ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上に

おける当該設置個数（設置個数が 2 個を超えるときは、2 とする。）に 260L/min を乗じて得た量以上

- (2) ポンプの全揚程
規則第 18 条第 4 項第 9 号ハ、(ロ)に規定する移動式の泡消火設備のノズル先端の放射圧力換算水頭は、35m 以上とすること。
(3) 消火剤の混合方式は、プレッシャー・プロポーショナー方式、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式又はライン・プロポーショナー方式（ピックアップ方式を除く。）とすること。
(4) 上記(3)の各方式に使用する器具は、次によること。
ア プレッシャー・プロポーショナー方式の混合器及び消火剤タンクは、泡放射用器具の格納箱に収納しておくこと。
イ プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式の混合器（2 管式のものに限る。）は、泡放射用器具の格納箱に収納しておくこと。
(5) 泡放射用器具の格納箱
格納箱上部の見やすい位置には、「移動式泡消火設備」と表示すること。
◇(5)平成 25 年 1 月 1 日改訂
(6) 令第 15 条第 3 号の「有効に放水できる長さ」とはホース長さに放射距離（概ね 5m）を加えて消火できる長さをいう。（◇屋内消火栓●1(3)参照）
◇(6)平成 25 年 10 月 1 日追加

● 5 泡消火薬剤の混合使用

- (1) 泡消火薬剤（以下「泡薬剤」という。）は、検定対象物品であり、別の泡薬剤を混合してはならない。ただし、製品の製造中止等の理由によりやむを得ず混合する場合、次の全てに適合しているときは、この限りでない。★
ア 補充する泡薬剤は、混合する泡薬剤と任意の割合で混合した場合において、規格省令に規定する基準に適合していると確認されているもの
イ 使用する泡ヘッドは、補充及び混合する泡薬剤のいずれと組み合わせても所要の性能を有することが確認されているもの
(2) 別の泡薬剤を補充する行為のうち最初に行うものは、消防用設備等の「工事」に該当するが、「軽微な工事」に該当するため、着工届は要しないものであること。なお、2 回目以降の補充は、「整備」に該当するので、着工及び設置の届出は要しないものであること。
(3) 他の泡薬剤を混合した場合には、その旨を泡薬剤容器の補充口付近の見やすい箇所に表示すること。

● 6 補助加圧ポンプ

- 温度変化等による圧力変動で、火災時以外に加圧送水装置が起動するおそれのある防火対象物には、補助加圧ポンプを設けること。
なお、補助加圧ポンプを設ける場合は、◆配管●4(3)によること。
◇●6平成 24 年 1 月 1 日追加

● 7 施行令第 32 条により設置されている閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備の機器交換 ★

令第 32 条に基づき設置されている閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備が、点検等により機器の交換等が必要となったものの、当該性能鑑定品が製造されていない等、同一のものが使用できない場合は、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用等について」（平成 26 年 12 月 15 日消防予第 501 号消防庁予防課長通知）第 1 により、認定品のうち、性能鑑定品と同等の性能が確認されたものについては、それに相当する性能鑑定品とみ

◇ 泡消火設備

なして使用することができるものであること。

◇●7平成28年4月1日追加

◆ 通知

○ 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用等について ☆

平成26年12月15日消防予第501号消防庁予防課長

「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号。以下「省令」という。）及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成26年消防庁告示第5号。以下「告示」という。）の公布については、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の公布について」（平成26年3月27日付け消防予第109号）及び「入居者等の避難に要する時間の算定方法を定める件等の公布について」（平成26年3月28日付け消防予第110号）にて示しているところです。

省令及び告示は、従前消防法第17条第3項に基づき特殊消防用設備等として設置された「閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備」等の事例から蓄積された知見をもとに制定されたものです。

これまでに、特殊消防用設備等として設置された「閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備」は、消防法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に従い維持管理されることが原則ですが、省令及び告示の施行等により設備等設置維持計画に適合しなくなる場合があることから、今般、その取り扱いについて運用を定めましたので通知します。（第1）

また、特定駐車場用泡消火設備に用いられる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、使用条件により性能等が異なるものがあるため、その留意点についても併せて示します。（第2、第3、第4）

貴職におかれましては、下記事項に十分ご配慮頂きますとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 特殊消防用設備等として設置された「閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備」の取り扱いについて

省令及び告示の施行を受け、平成26年10月1日から日本消防検定協会において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手について、消防法施行規則第31条の4第1項に基づく認定（以下「認定」という。）が行われることとなった。

これに伴い、同協会が当該機器について実施していた認証制度（以下「性能鑑定」という。）は認定に移行することとなったが、今までに特殊消防用設備等として設置された「閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備」の中には、性能鑑定により性能等が確認された機器（以下「性能鑑定品」という。）が使用され、当該設備に係る設備等設置維持計画において、点検等により機器の交換を行う際には性能鑑定品を使用する旨が規定されているものもあることから、その取り扱いについては次のとおりとする。

なお、消防法施行令第32条に基づき設置された「閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備」についてはこの取り扱いを参考にされたい。

1 認定により技術基準への適合が確認された機器

（以下「認定品」という。）について
認定品のうち性能鑑定品と同等の性能を有することが確認されたものについては、それに相当する性能鑑定品とみなして使用することが出来ることとする。

2 性能鑑定品と同等の性能を有することの確認について

認定品が性能鑑定品と同等の性能を有していることの確認については、認定結果に係る資料等によるほか、日本消防検定協会のホームページに掲載される、性能鑑定品とそれに相当する認定品の型式番号に係る対応表により行う。

第2 特定駐車場用泡消火設備に係る認定について

1 認定において確認される性能等について

日本消防検定協会による認定の対象となる機器は、特定駐車場用泡消火設備のうち、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手であるが、当該認定においては、次の(1)とともに(2)～(4)の性能等について確認されることとなり、(2)～(4)については、付帯条件が付される。

(1) 告示第3に掲げる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等
(2) 有効感知範囲（開放型泡水溶液ヘッドを除く。）

(3) 有効放射範囲（感知継手を除く。）

(4) 最大開放個数（閉鎖型泡水溶液ヘッドに限る。）

2 付帯条件に係る留意事項について

1 (2)から(4)の性能等は、使用する泡消火薬剤や泡消火薬剤混合装置等により変動する可能性があることから、特定駐車場用泡消火設備を設置する際に、当該性能等が確認された条件を満たしていない場合は、認定により確認された技術基準に適合していないものとして取り扱うこと。

(1) 泡消火薬剤について

付帯条件と同一の泡消火薬剤であること。

(2) 泡消火薬剤混合装置について

消火に有効な泡水溶液の放射に必要な流量の範囲のいずれにおいても、(1)の泡消火薬剤を付帯条件の希釈容量濃度に適正に混合できるものであること。

なお、当該流量の範囲の下限値及び上限値の算出方法は①及び②のとおりとする。

① 下限値（同時に放射するヘッドが最小（1個）の場合における流量）

$$Q'_{\min} = K \sqrt{10p}$$

Q'_{\min} は流量の下限値(単位 L/min)

Kはヘッドの流量定数（以下同じ。）

pはヘッドの使用圧力範囲の下限値(単位 MPa 以下同じ。)

② 上限値（同時に放射するヘッドが最大の場合における流量）

$$Q'_{\max} = K \sqrt{10p} \times N$$

Q'_{\max} は流量の上限値(単位 L/min)

Nは設置される特定駐車場用泡消火設備の方式に応じ、省令第4条第2号イ又は第5条第4号イ若しくは第7条第4号イにより決定されるヘッドの開放個数(単位 個)

第3 省令及び告示に規定される認定品の性能等について

省令第2条第10号の有効感知範囲、同条第11号の有効放射範囲及び第4条第2号イの最大開放個数については、以下の点に留意すること。

1 有効感知範囲について

有効感知範囲は、発生した火災を有効に感知することができる最大の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手を設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、その高さを付帯条件として、当該高さ以下の範囲に設置する必要があること。

2 有効放射範囲について

有効放射範囲は、使用する泡消火薬剤及びその希釈容量濃度、放射圧力により影響を受けるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドに対し、使用する泡消火薬剤及び泡消火薬剤混合装置の組み合わせが適正である必要があること。

また、発生した火災を有効に消火することができる最大の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドを設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドは、その高さを付帯条件として、当該高さ以下の範囲に設置する必要があること。

3 最大開放個数について

最大開放個数は、発生した火災を有効に消火することができる最小の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッドを設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その高さを付帯条件として、当該高さ以上の範囲に設置する必要があること。

第4 その他

第2の認定の対象となるのは「閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手」のみであるため、特定駐車場用泡消火設備を構成するその他の機器等（加圧送水装置等）が省令及び告示の技術基準に適合することについては、消防機関において確認する必要があること。

なお、日本消防検定協会において、特定駐車場用泡消火設備を構成する主要な機器（認定品を含む。）の組み合わせを含めた総合的な評価を行い、その結果を公表しているため、執務上の参考とされたい。

◇ 泡消火設備